

127 謝金等給付規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人最終処分場システム研究協会（以下「当協会」という。）の事業活動に伴う会員への謝金の支払いに関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(支給額の決定)

第2条 本規程は、当協会が特定非営利法人であることを踏まえ、当協会の事業活動毎における謝金等の上限額を定める。この上限額の範囲内において所管委員会は、その事業活動の種類・作業量・難易度に応じて支給額を定めることができる。なお、支給は理事長または所管委員会が事務局に要請し支払う。

(業務謝金上限額)

第3条 業務従事者一人当たり給付する謝金上限額は、業務内容1件につき、一律5,000円とする。ただし、その他事業における受託業務に対してのみ、業務内容1件につき、従事者一人当たり一律20,000円とする。

業務内容は、報告書、請負金支払計算書、契約書、仕様書、見積書、開催案内、委嘱状などの関係書類に基づき確認する。

具体的な業務とその内容および各謝金上限額は第4条に示す。

(謝金給付対象業務および内容)

第4条 謝金給付対象となる業務とその具体的内容および各謝金上限額は、以下のとおりとする。

| | 業務 | 事業種別 | 法人税法上の事業種別 | 受託 | 内容 | 金額 (円) | 所属先 書面承認 | 傷害保険 申請 |
|---|-------|------|------------|----|---------------|-----------|-------------|------------|
| ① | 講師 | 非営利 | 非収益 | | 技術セミナー | 5,000 | 不要 | 不要 |
| | | その他 | 収益 | | 機能検査者資格認定講習 | 5,000 | 不要 | 要 |
| | | その他 | 収益 | | 機能検査者資格認定更新講習 | 5,000 | 不要 | 要 |
| | | その他 | 収益 | 受託 | 他団体の講習会 | 20,000 | 要 | 要 |
| ② | 助言・援助 | 非営利 | 非収益 | | 現地調査 | 5,000 | 不要 | 不要 |
| | | 非営利 | 非収益 | | 技術的な助言 | 5,000 | 不要 | 不要 |
| ③ | 開催運営 | その他 | 収益 | | 機能検査者資格認定講習試験 | 5,000 | 不要 | 要 |
| | | その他 | 収益 | | 機能検査者資格認定更新講習 | 5,000 | 不要 | 要 |
| ④ | 受託研究 | その他 | 収益 | 受託 | 他団体から委託された研究 | 20,000 | 要 | 要 |
| ⑤ | 技術指導 | その他 | 収益 | 受託 | 最終処分場機能検査 | 20,000 | 要 | 要 |
| | | その他 | 収益 | 受託 | 他団体への技術指導 | 20,000 | 要 | 要 |

(謝金の支払い方法)

第5条 謝金は、原則として本人に支払うものとする。所属先の書面承認が不要な謝金については、受領の可否を各自の責任において事前に確認する。

2 本人が所属先の規則等により謝金を受領できない場合は、その所属先企業・団体等に支払うことができる。

3 謝金の支払いは、本人またはその所属先企業・団体等の指定する金融機関の口座への振込により行う。

ただし、本人が希望し、かつ現金払いが可能な場合に限り、現金で支払うことができる。

4 支払事務にあたっては、支払計算書を作成し、法令の定めるところに従って所得税の源泉徴収を行う。

ただし、所属先企業・団体等に対して支払う場合は、源泉徴収をしない。

(定め無き事項)

第6条 この規程にない事項が生じた場合は、理事会にて協議・決定する。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は運営委員会が起案し、理事会の議決による。

付 則

この規程は令和6年10月17日から施行する。

本規程の施行に伴い、謝金額が本規程の金額上限を超える規程等は、本規程に基づき該当箇所を改定する。

改定履歴

2024年12月17日改定

2025年12月18日改定（施行2026年4月1日）